

第2回太良町議会（定例会第2回）

令和8年6月5日～6月12日

議 案

令和8年第2回太良町議会（定例会第2回）

会期（案）

会 期 8日間（6月5日～6月12日）

日 次	月 日	曜	種 別	開会時刻	摘 要
第 1 日	6. 5	金	本 会 議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議員派遣の件 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第 2 日	6. 6	土	休 会	—	
第 3 日	6. 7	日	休 会	—	
第 4 日	6. 8	月	（ 議 案 調 査 ）		
第 5 日	6. 9	火	本 会 議	9時30分	一 般 質 問
第 6 日	6.10	水	（ 議 案 調 査 ）		
第 7 日	6.11	木	（ 議 案 調 査 ）		
第 8 日	6.12	金	本 会 議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和8年第2回太良町議会（定例会第2回）

議事日程第1号

第1日目

6月5日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	議案一括上程 町長提案 報告第 1号 議案第28号～議案第39号 町長の提案理由の説明
日程第 6	委員長報告 総務常任委員会（所管事務調査） 経済建設常任委員会（所管事務調査）

提出議案目録

- 報告第 1 号 令和 7 年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第 28 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 29 号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第 30 号 令和 7 年度道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約の
締結について
- 議案第 31 号 令和 8 年度多良中学校屋内運動場空調設備整備工事の請負契約の締結
について
- 議案第 32 号 令和 8 年度大浦中学校屋内運動場空調設備整備工事の請負契約の締結
について
- 議案第 33 号 財産の取得について
- 議案第 34 号 財産の取得について
- 議案第 35 号 令和 8 年度太良町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 36 号 令和 8 年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 37 号 令和 8 年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 38 号 令和 8 年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 39 号 令和 8 年度太良町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

上記のとおり

令和 8 年 6 月 5 日

太良町長 永 淵 孝 幸

議員派遣の報告

令和8年6月5日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和8年度 市町村議会議員研修[2日間コース]社会保障・社会福祉①

～地域共生社会の実現に向けて～

- (1) 目的 社会保障・社会福祉の制度や問題について理解を深めながら、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考え、議員としての資質向上を図るため。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期間 令和8年5月14日～5月15日
- (4) 派遣議員 竹下議員、山口議員

議 員 派 遣 の 件

令和 8 年 6 月 5 日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 令和8年度 佐賀県町村議会議員研修会

- (1) 目 的 地方自治の振興と住民福祉の増進に寄与するため
- (2) 派遣場所 マリターレ創世佐賀
- (3) 期 間 令和8年8月18日
- (4) 派遣議員 全議員

報告第1号

令和7年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、
別紙のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

令和7年度 太良町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍附票システム改修委託料	3,201,000	3,201,000		3,201,000			
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修委託料	824,000	824,000		823,000			1,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	さが園芸888整備支援事業費補助金	50,317,000	5,016,000	800,000	4,179,000			37,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	園芸産地強化・整備支援事業費補助金	116,293,000	116,293,000	10,300,000	105,957,000			36,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	広域農道橋梁等点検診断・計画策定業務委託料	21,160,000	11,600,000		8,900,000			2,700,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	広域農道舗装補修事業	69,100,000	23,000,000		10,106,000	10,100,000		2,794,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	3,823,000	568,000					568,000
7. 商工費	1. 商工費	物価高騰対応重点支援事業 (地域共通商品券事業)	174,738,000	172,328,000		161,184,000			11,144,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁調査設計委託料	3,777,000	3,777,000		2,098,000			1,679,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	237,668,000	80,940,000		47,066,000	26,000,000		7,874,000
11. 災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁等災害復旧事業(補助・現年災)	42,500,000	31,810,000	4,000	18,263,000	9,000,000		4,543,000
合 計			723,401,000	449,357,000	11,104,000	361,777,000	45,100,000		31,376,000

議案第28号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第7号

太良町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町税条例の一部を改正する条例

太良町税条例（昭和30年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出

しなければならない者

- (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。)(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 48 条の 9 の 7 の 3 に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)を有する者

第 36 条の 3 の 3 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 48 条の 9 の 7 の 3」を「第 48 条の 9 の 8」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書に」を「同条第 1 項の規定による申告書に」に、「法第 317 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書を提出する」を「同条第 1 項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第 63 条中「土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 20 万円」を削り、「150 万円」を「180 万円」に改める。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 81 条の 2 を次のように改める。

第 81 条の 2 削除

第 81 条の 2 の 2(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを次のように改める。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 まで 削除

第 82 条の見出し、同条、第 83 条の見出し、同条第 1 項及び第 2 項並びに第 85 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出しから第 90 条の見出しまで並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項前段中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 6 条中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、附則第 7 条の 3 を次のように改める。

第 7 条の 3 削除

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に、「居住年が平成 11 年から平成 18 年度まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定

する居住年が」に、「令和 7 年」を「令和 12 年」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 20 条第 1 項」を「、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 9 条の 2 中「法附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 10 項から第 12 項までを削り、同条第 13 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第 10 項とし、同条第 14 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 15 項中「附則第 15 条第 40 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第 12 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第 13 項とし、同条中第 17 項を第 14 項とし、第 18 項を第 15 項とし、同条に次の 1 項を加える。

16 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 16 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 9 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24

項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 10 項第 5 号及び第 12 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 16 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかを別

附則第 10 条の 4 第 1 項第 1 号中「附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号」を「附則第 12 条の 3 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 項中「特定被災共用土地納税義務者(以下この項)を「特定被災共用土地納税義務者(第 4 号)」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(令和 6 年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の 5 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日(第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 3 第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、2 月末日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第

3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 5 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第 16 条の 3 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける土地に係る令和 8 年度分及び令和 9 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。

3 法附則第 16 条の 3 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。))に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 4 号において「特定被災共用土地納税義務者」という。))の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 3 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第 16 条の 3 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第 16 条の 3 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。))に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを次のように改める。

第 15 条の 2 から第 15 条の 6 まで 削除

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 18 条第 5 項第 2 号及び第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号、第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 の改正規定並びに附則第 6 条の改正規定及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定（「令和 20 年度」を「令和 25 年度」に改める部分及び「令和 7 年」を「令和 12 年」に改める部分に限る。）並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条第 2 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(3) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 9 条の 2 の改正規定及び附則第 17 条の 2 の改正規定（同条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める部分を除く。）並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の太良町税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の太良町税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の太良町税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 16 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされ

る同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 6 項に規定する認定住宅等(同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋(同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第 10 項に規定する認定住宅等(同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の太良町税条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の 3 輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（太良町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 5 条 太良町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年太良町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

議案第29号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

別紙

太良町条例第8号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第25条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号

令和7年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の 請負変更契約の締結について

令和7年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事の請負変更契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- 1 工 事 名 令和7年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事
- 2 契 約 額 変更前 金119,900,000円
変更後 金128,657,100円
変更による増額 金 8,757,100円
- 3 契約の方法 指名競争入札
- 4 契約の相手方 住所 太良町大字多良1815番地
氏名 増田建設株式会社
代表取締役 増田正弘
- 5 契約の期間 令和7年9月20日から令和8年6月30日まで

（提案理由）

令和7年度 道路メンテナンス事業 豊足橋架替工事について、請負変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第31号

令和8年度 多良中学校屋内運動場空調設備整備工事の 請負契約の締結について

令和8年度 多良中学校屋内運動場空調設備整備工事の請負契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- 1 工 事 名 令和8年度 多良中学校屋内運動場空調設備整備工事
- 2 請 負 金 額 金143,000,000円
- 3 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 の 相 手 方 住所 鹿島市大字高津原41番地3
氏名 株式会社宮園電工
代表取締役 山下 浩司

（提案理由）

令和8年度 多良中学校屋内運動場空調設備整備工事について、請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第 3 2 号

令和 8 年度 大浦中学校屋内運動場空調設備整備工事の 請負契約の締結について

令和 8 年度 大浦中学校屋内運動場空調設備整備工事の請負契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年太良町条例第 1 5 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

- 1 工 事 名 令和 8 年度 大浦中学校屋内運動場空調設備整備工事
- 2 請 負 金 額 金 1 3 3, 3 2 0, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 の 相 手 方 住所 佐賀市神野東 2 丁目 6 番 2 6 号
氏名 株式会社クラフティア 佐賀支店
理事支店長 羽賀 靖

（提案理由）

令和 8 年度 大浦中学校屋内運動場空調設備整備工事について、請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第 33 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
消防小型動力 ポンプ積載車 (2 台)	14,740,720 円	指名競争入札	佐賀市鍋島町大字八戸 3081 番地 株式会社サガハツ 代表取締役 浦井 英司

(提案理由)

老朽化した消防小型動力ポンプ積載車を更新し消防力の向上に供するため、消防小型動力ポンプ積載車を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

議案第34号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年太良町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永淵孝幸

記

財産の表示	取得価格	契約の方法	契約の相手方
学習用タブレット端末一式 600台	33,600,600円	佐賀県教育委員会委任によるプロポーザル方式 (共同調達)	佐賀市鍋島町大字森田 902番地 株式会社 学映システム 代表取締役 岡村 祐臣

(提案理由)

第1期GIGAスクール構想において整備された、児童生徒及び指導者用タブレットが更新時期を迎えることから、当該機器を次期端末へ更新する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

令和8年度太良町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度太良町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,960,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		633,736	941	634,677
	2. 国庫補助金	151,864	941	152,805
15. 県支出金		589,060	20,337	609,397
	1. 県負担金	265,600	17,960	283,560
	2. 県補助金	300,085	2,377	302,462
18. 繰入金		1,765,845	△14,735	1,751,110
	2. 基金繰入金	1,765,843	△14,735	1,751,108
20. 諸収入		234,724	1,376	236,100
	5. 雑入	184,067	1,376	185,443
21. 町債		609,600	2,000	611,600
	1. 町債	609,600	2,000	611,600
歳入合計		8,951,000	9,919	8,960,919

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議会費		86,990	△18	86,972
	1. 議会費	86,990	△18	86,972
2. 総務費		2,639,483	△16,773	2,622,710
	1. 総務管理費	2,455,649	△12,633	2,443,016
	2. 徴税費	106,720	1,151	107,871
	3. 戸籍住民基本台帳費	53,348	△5,291	48,057
	4. 選挙費	22,074	0	22,074
3. 民生費		2,040,389	4,313	2,044,702
	1. 社会福祉費	1,226,016	8,134	1,234,150
	2. 児童福祉費	814,371	△3,821	810,550
4. 衛生費		916,896	992	917,888
	1. 保健衛生費	591,370	5,152	596,522
	2. 清掃費	325,526	△4,160	321,366

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費		777,705	3,835	781,540
	1. 農業費	486,729	99	486,828
	2. 林業費	175,543	△11	175,532
	3. 水産業費	115,433	3,747	119,180
7. 商工費		228,014	1,568	229,582
	1. 商工費	228,014	1,568	229,582
8. 土木費		391,698	△44	391,654
	1. 土木管理費	47,176	△58	47,118
	2. 道路橋梁費	282,788	14	282,802
9. 消防費		267,417	426	267,843
	1. 消防費	267,417	426	267,843
10. 教育費		1,044,664	15,620	1,060,284
	1. 教育総務費	107,668	4,490	112,158
	2. 小学校費	179,379	△345	179,034
	3. 中学校費	435,987	5,394	441,381

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4. 社会教育費	140,733	4,619	145,352
	5. 保健体育費	180,897	1,462	182,359
歳出	合計	8,951,000	9,919	8,960,919

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
過疎対策事業	267,400	証書借入	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	269,400	証書借入	年6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
14. 国庫支出金	633,736	941	634,677	
15. 県支出金	589,060	20,337	609,397	
18. 繰入金	1,765,845	△14,735	1,751,110	
20. 諸収入	234,724	1,376	236,100	
21. 町債	609,600	2,000	611,600	
歳入合計	8,951,000	9,919	8,960,919	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	86,990	△18	86,972				△18
2. 総務費	2,639,483	△16,773	2,622,710	△140		5,302	△21,935
3. 民生費	2,040,389	4,313	2,044,702	970			3,343
4. 衛生費	916,896	992	917,888			△126	1,118
6. 農林水産業費	777,705	3,835	781,540	350		2,800	685
7. 商工費	228,014	1,568	229,582	55			1,513
8. 土木費	391,698	△44	391,654				△44

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	267,417	426	267,843				426
10. 教育費	1,044,664	15,620	1,060,284	20,043	2,000	200	△6,623
歳出合計	8,951,000	9,919	8,960,919	21,278	2,000	8,176	△21,535

2 歳 入

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	5,790	265	6,055	1. 総務管理費補助金	265	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・企画政策課分）（1/2） △2,290 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金・商工観光課分）（1/2） △1,000 地域未来交付金（地域未来推進型・企画政策課分）（1/2） 2,500 地域未来交付金（地域未来推進型・商工観光課分）（1/2） 1,055
2. 民生費国庫補助金	83,405	676	84,081	1. 社会福祉費補助金	676	障害者総合支援事業費補助金（1/2）
計	151,864	941	152,805			

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

3. 教育費県負担金	0	17,960	17,960	1. 保健体育費負担金	17,960	学校給食費負担軽減等支援金（定額）
計	265,600	17,960	283,560			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	43,486	294	43,780	2. 児童福祉費補助金	294	保育対策総合支援事業費補助金（3/4・2/3）
7. 教育費県補助金	20,571	2,083	22,654	2. 小学校費補助金	2,083	校内教育支援センターにおける学校生活支援事業費補助金（2/3）
計	300,085	2,377	302,462			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	446,964	△21,535	425,429	1. 財政調整基金繰入金	△21,535	財政調整基金繰入金
5. 地域づくり事業基金繰入金	3,500	200	3,700	1. 地域づくり事業基金繰入金	200	地域づくり事業基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	1,069,800	6,600	1,076,400	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	6,600	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,765,843	△14,735	1,751,108			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	184,064	1,376	185,440	2. 雑入	1,376	コミュニティ助成事業費補助金 雇用保険料(本人負担金) むしろこれから鹿島・太良プロジェクト職員給与等相当分負担金	1,400 △26 2
計	184,067	1,376	185,443				

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

8. 過疎対策事業債	267,400	2,000	269,400	1. 過疎対策事業債	2,000	過疎対策事業債	
計	609,600	2,000	611,600				

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	86,990	△18	86,972				△18	4. 共 済 費	△18	共済組合負担金 △19 共済組合負担金（会計年度任用職員） 1 共済組合事務費 3 共済組合事務費（会計年度任用職員） 1 社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員） △4
計	86,990	△18	86,972				△18			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	401,369	△23,224	378,145			2	△23,226	2. 給料	△12,432	一般職給 (32人→28人)
								3. 職員手当等	△7,627	扶養手当 △270 住居手当 △945 通勤手当 △111 期末手当 △2,555 勤勉手当 △2,142 退職手当組合負担金 △1,604
								4. 共済費	△3,170	共済組合負担金 △3,176 共済組合負担金 (再任用職員) 1 共済組合負担金 (特別職) △5 共済組合事務費 8 共済組合事務費 (再任用職員) 1 共済組合事務費 (特別職) 3 共済組合事務費 (会計年度任用職員) 1 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △3
								8. 旅費	5	費用弁償

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明								
				特定財源				区分	金額									
				国県支出金	地方債	その他												
4. 企画財政管理費	814,519	5,480	819,999	△140		5,300	320	1. 報酬	2,402	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員・2人→3人)								
								3. 職員手当等	919	期末手当 (会計年度任用職員)	499							
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	420							
								4. 共済費	622								共済組合負担金 (会計年度任用職員)	238
																	共済組合事務費 (会計年度任用職員)	8
																	社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	37
																	社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	339
8. 旅費	130	費用弁償																
11. 役務費	7	手数料																
18. 負担金補助及び交付金	1,400	コミュニティ助成事業費補助金																
5. 電子計算費	142,382	5,112	147,494				5,112	12. 委託料	5,112	電算システム改修委託料								
8. 支所管理費	10,074	△1	10,073				△1	4. 共済費	△1	共済組合負担金 (会計年度任用職員)	1							
										共済組合事務費 (会計年度任用職員)	1							
										社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△3							
計	2,455,649	△12,633	2,443,016	△140		5,302	△17,795											

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 税務総務費	60,417	1,151	61,568				1,151	2. 給料	479	一般職給	
								3. 職員手当等	671	扶養手当	312
										通勤手当	14
										期末手当	207
勤勉手当	75										
4. 共済費	△4	共済組合負担金	△10								
		共済組合事務費	11								
		共済組合事務費(会計年度任用職員)	2								
		社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	△7								
8. 旅費	5	費用弁償									
計	106,720	1,151	107,871				1,151				

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 戸籍住民基本台帳費	53,348	△5,291	48,057				△5,291	2. 給料	△2,774	一般職給 (2人→1人)	
								3. 職員手当等	△1,710	住居手当	△282
										期末手当	△579
										勤勉手当	△488
4. 共済費	△807	退職手当組合負担金	△361								
		共済組合負担金	△796								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	1								
		共済組合事務費	△10								
		共済組合事務費 (会計年度任用職員)	1								
		社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	△3								
計	53,348	△5,291	48,057				△5,291				

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
8. 町長選挙費	10,226	0	10,226					4. 共済費	△1	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
								8. 旅費	1	費用弁償
13. 知事選挙費	7,465	0	7,465					4. 共済費	△1	社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)
								8. 旅費	1	費用弁償
計	22,074	0	22,074							

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国庫支出金	地方債	その他					
1. 社会福祉総務費	188,870	△363	188,507				△363	2. 給料	△215	一般職給	
								3. 職員手当等	△65	通勤手当	7
										期末手当	△45
										勤勉手当	1
4. 共済費	△83	退職手当組合負担金	△28								
		共済組合負担金	△103								
4. 心身障害者福祉総務費	399,817	1,916	401,733	676			1,240	4. 共済費	△2	共済組合負担金(会計年度任用職員)	1
										共済組合事務費(会計年度任用職員)	1
										社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	△4
								12. 委託料	1,356	障害福祉サービス等システム改修委託料	
22. 償還金利息及び割引料	562	国庫支出金精算返納金									
5. 国民年金費	11,017	△7	11,010				△7	3. 職員手当等	2	通勤手当	
								4. 共済費	△9	共済組合負担金	△10
										共済組合事務費	1

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
7. 地域支援事業費	74,663	6,588	81,251				6,588	2. 給料	3,557	一般職給 (2人→3人)	
								3. 職員手当等	1,983	通勤手当	5
										期末手当	823
										勤勉手当	693
4. 共済費	1,048	退職手当組合負担金	462								
		共済組合負担金	1,037								
		共済組合事務費	16								
		共済組合事務費 (再任用職員)	1								
		共済組合事務費 (会計年度任用職員)	2								
		社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員)	△8								
計	1,226,016	8,134	1,234,150	676			7,458				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	279,052	△3,821	275,231	294			△4,115	1. 報酬	△215	放課後児童健全育成事業指導員報酬(会計年度任用職員)
								2. 給料	△1,635	一般職給
								3. 職員手当等	△2,017	扶養手当 △648 住居手当 235 通勤手当 △73 期末手当 △469 期末手当(会計年度任用職員) △304 勤勉手当 △290 勤勉手当(会計年度任用職員) △255 退職手当組合負担金 △213

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4. 共済費	△1,044	共済組合負担金 △811
										共済組合負担金(会計年度任用職員) △67
										共済組合事務費 9
										共済組合事務費(会計年度任用職員) 11
										社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △57
										社会保険料(その他・会計年度任用職員) △129
								8. 旅費	△112	費用弁償
								10. 需用費	300	消耗品費
								14. 工事請負費	460	地域活性化拠点施設整備事業
								18. 負担金補助及び交付金	442	保育環境改善等事業費補助金
計	814,371	△3,821	810,550	294			△4,115			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健衛生総務費	87,157	510	87,667				510	1. 報酬	173	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	3	一般職給	
								3. 職員手当等	404	扶養手当	216
										通勤手当	54
										期末手当	57
										期末手当 (会計年度任用職員)	36
										勤勉手当	10
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	30
4. 共済費	△38	共済組合負担金	△60								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	3								
		共済組合事務費	13								
		共済組合事務費 (会計年度任用職員)	1								
		社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△1								
		社会保険料 (その他・会計年度任用職員)	6								
8. 旅費	△32	費用弁償									

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4. 環境衛生費	153,439	4,642	158,081				4,642	2. 給料	2,520	一般職給 (2人→3人)	
								3. 職員手当等	1,323	通勤手当	24
										期末手当	527
										勤勉手当	444
										退職手当組合負担金	328
4. 共済費	712	共済組合負担金	697								
		共済組合負担金 (会計年度任用職員)	1								
		共済組合事務費	16								
27. 繰出金	87	共済組合事務費 (会計年度任用職員)	1								
		社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△3								
7. 野犬対策費	984	0	984			△100	100		財源組替		
計	591,370	5,152	596,522			△100	5,252				

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 清掃費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 塵芥処理費	240,840	△4,160	236,680			△26	△4,134	1. 報酬	△2,556	行政事務職員報酬（会計年度任用職員・1人→0人）
								3. 職員手当等	△985	期末手当（会計年度任用職員） △535 勤勉手当（会計年度任用職員） △450
								4. 共済費	△619	共済組合負担金（会計年度任用職員） △217 共済組合事務費（会計年度任用職員） △5 社会保険料（雇用保険料・会計年度任用職員） △52 社会保険料（その他・会計年度任用職員） △345
計	325,526	△4,160	321,366			△26	△4,134			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 農業委員会費	25,410	△14	25,396				△14	4. 共済費	△14	共済組合負担金 △16 共済組合負担金(会計年度任用職員) 1 共済組合事務費 3 共済組合事務費(会計年度任用職員) 1 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △3
2. 農業総務費	41,034	54	41,088				54	2. 給料	△74	一般職給
								3. 職員手当等	166	扶養手当 528 住居手当 △306 通勤手当 △59 期末手当 40 勤勉手当 △27 退職手当組合負担金 △10
								4. 共済費	△38	共済組合負担金 △47 共済組合事務費 9

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3. 農業振興費	80,575	△1	80,574				△1	4. 共済費	△1	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 1 共済組合事務費 (会計年度任用職員) 1 社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員) △3
7. 農地費	154,099	60	154,159				60	2. 給料	11	一般職給
								3. 職員手当等	△74	扶養手当 △372 住居手当 255 通勤手当 64 期末手当 △24 勤勉手当 2 退職手当組合負担金 1
								4. 共済費	123	共済組合負担金 119 共済組合事務費 3 共済組合事務費 (再任用職員) 1
計	486,729	99	486,828				99			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 林業総務費	14,541	△11	14,530				△11	3. 職員手当等	2 通勤手当	
								4. 共済費	△13 共済組合負担金 △16 共済組合事務費 3	
2. 林業振興費	16,466	0	16,466	350			△350		財源組替	
計	175,543	△11	175,532	350			△361			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 水産業総務費	62,353	3,747	66,100			2,800	947	2. 給料	352	一般職給	
								3. 職員手当等	375	扶養手当	△294
										住居手当	324
										通勤手当	127
期末手当	65										
勤勉手当	107										
4. 共済費	172	共済組合負担金	168								
		共済組合事務費	3								
		共済組合事務費(再任用職員)	1								
18. 負担金補助及び交付金	2,848	漁業継続対策補助金									
計	115,433	3,747	119,180			2,800	947				

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 商工総務費	89,482	△855	88,627				△855	2. 給料	△290	一般職給	
								3. 職員手当等	△259	通勤手当	26
										期末手当	△121
										勤勉手当	△126
4. 共済費	△306	退職手当組合負担金	△38								
		共済組合負担金	△309								
		共済組合負担金(会計年度任用職員)	△1								
		共済組合事務費	7								
		共済組合事務費(会計年度任用職員)	1								
3. 観光費	122,932	2,423	125,355	55			2,368	10. 需用費	520	修繕料	
								12. 委託料	1,903	白浜海水浴場シャワー改修事業設計業務委託料	
										計	228,014

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	47,176	△58	47,118				△58	2. 給料	△95	一般職給
								3. 職員手当等	△70	通勤手当 △24 期末手当 △19 勤勉手当 △15 退職手当組合負担金 △12
								4. 共済費	100	共済組合負担金 96 共済組合事務費 9 共済組合事務費(会計年度任用職員) 2 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △7
								8. 旅費	7	費用弁償
計	47,176	△58	47,118				△58			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 道路橋梁総務費	37,573	14	37,587				14	3. 職員手当等	19	勤勉手当(再任用職員)
								4. 共済費	△5	共済組合負担金 △9
										共済組合負担金(再任用職員) 1
										共済組合事務費 1
										共済組合事務費(再任用職員) 1
										社会保険料(その他・再任用職員) 1
計	282,788	14	282,802				14			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

4. 防災費	27,439	426	27,865				426	8. 旅費	370	普通旅費
								10. 需用費	56	食糧費
計	267,417	426	267,843				426			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2. 事務局費	106,420	4,490	110,910		1,000		3,490	1. 報酬	△277	行政事務職員報酬 (会計年度任用職員)	
								2. 給料	2,586	一般職給 (5人→6人)	
								3. 職員手当等	1,161	扶養手当	△372
										住居手当	324
										通勤手当	68
										期末手当	459
										期末手当 (会計年度任用職員)	△58
										勤勉手当	452
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	△49
								4. 共済費	640	共済組合負担金	707
共済組合負担金 (特別職)	△17										
共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△7										
共済組合事務費	22										
共済組合事務費 (特別職)	1										

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
										共済組合事務費(会計年度任用職員) 6 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △27 社会保険料(その他・会計年度任用職員) △45
								7. 報償費	360	中学校再編統合検討委員会委員報償金
								8. 旅費	20	費用弁償
計	107,668	4,490	112,158		1,000		3,490			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 学校管理費	132,203	△345	131,858	2,083	1,000		△3,428	1. 報酬	△397	学校業務員報酬 (会計年度任用職員)	
								3. 職員手当等	△444	期末手当 (会計年度任用職員)	△241
										勤勉手当 (会計年度任用職員)	△203
								4. 共済費	99	共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△16
										共済組合事務費 (会計年度任用職員)	12
社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△61										
8. 旅費	108	費用弁償									
12. 委託料	289	学校施設維持管理委託料									
計	179,379	△345	179,034	2,083	1,000		△3,428				

(款) 10. 教育費 (項) 3. 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	399,747	5,394	405,141				5,394	1. 報酬	2,541	特別支援教育支援員報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	985	期末手当(会計年度任用職員) 535 勤勉手当(会計年度任用職員) 450
								4. 共済費	342	共済組合負担金(会計年度任用職員) 218 共済組合事務費(会計年度任用職員) 13 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) 17 社会保険料(その他・会計年度任用職員) 94
								8. 旅費	66	費用弁償
								10. 需用費	1,460	修繕料
計	435,987	5,394	441,381				5,394			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 社会教育総務費	62,044	5,205	67,249				5,205	2. 給料	2,461	一般職給 (7人→8人)	
								3. 職員手当等	1,886	扶養手当	216
										通勤手当	152
										期末手当	652
勤勉手当	485										
退職手当組合負担金	381										
4. 共済費							858	共済組合負担金	837		
								共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△1		
								共済組合事務費	25		
								共済組合事務費 (会計年度任用職員)	2		
								社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△5		
3. 公民館費	19,418	△4	19,414				△4	4. 共済費	△4	共済組合負担金 (会計年度任用職員)	△1
								共済組合事務費 (会計年度任用職員)	1		
								社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員)	△4		

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 文化財保護費	17,428	208	17,636			200	8	4. 共済費	△7	共済組合負担金(会計年度任用職員) △2 共済組合事務費(会計年度任用職員) 2 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △7
								18. 負担金補助及び交付金	215	民芸保存事業費補助金
6. 図書館費	27,814	△790	27,024				△790	1. 報酬	△208	図書館司書報酬(会計年度任用職員)
								3. 職員手当等	△383	期末手当(会計年度任用職員) △208
										勤勉手当(会計年度任用職員) △175
								4. 共済費	△114	共済組合負担金(会計年度任用職員) △24
共済組合事務費(会計年度任用職員) 3 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △23 社会保険料(その他・会計年度任用職員) △70										
8. 旅費	△85	費用弁償								
計	140,733	4,619	145,352			200	4,419			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健体育総務費	22,822	11	22,833				11	4. 共済費	△7	共済組合負担金(会計年度任用職員) △2 共済組合事務費(会計年度任用職員) 2 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △7
								11. 役務費	18	自動車損害保険料
3. 学校給食費	113,516	1,451	114,967	17,960			△16,509	3. 職員手当等	2	通勤手当
								4. 共済費	△43	共済組合負担金 △20 共済組合負担金(会計年度任用職員) 10 共済組合事務費 1 共済組合事務費(会計年度任用職員) 9 社会保険料(雇用保険料・会計年度任用職員) △43
								8. 旅費	12	費用弁償
								10. 需用費	880	修繕料
								17. 備品購入費	600	給食センター管理用備品
計	180,897	1,462	182,359	17,960			△16,498			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：人、千円)

区分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		23,448	7,866 (3.50)	7,087	38,401	2,601	41,002	
	議員	11	34,128		11,448 (3.50)		45,576	8,349	53,925	
	その他	840	36,314				36,314		36,314	
	計	854	70,442	23,448	19,314	7,087	120,291	10,950	131,241	
補正前	長等	3		23,448	7,866 (3.50)	7,087	38,401	2,619	41,020	
	議員	11	34,128		11,448 (3.50)		45,576	8,349	53,925	
	その他	840	36,314				36,314		36,314	
	計	854	70,442	23,448	19,314	7,087	120,291	10,968	131,259	
比 較	長等							△ 18	△ 18	
	議員									
	その他									
	計							△ 18	△ 18	

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	106 (90) [5]	217,361	417,984	364,766	1,000,111	186,769	1,186,880	
補 正 前	107 (90) [5]	215,898	423,530	368,502	1,007,930	188,384	1,196,314	
比 較	△1 (0) [0]	1,463	△ 5,546	△ 3,736	△ 7,819	△ 1,615	△ 9,434	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,754	137,419	112,801	4,270	8,383	5,139
	補 正 前	15,438	138,677	113,833	4,665	8,383	4,859
	比 較	△ 684	△ 1,258	△ 1,032	△ 395	0	280

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		27,409	141	495	53,955
	補 正 前		27,409	141	495	54,602
	比 較		0	0	0	△ 647

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

[]内は再任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	106 [5]		408,043 [9,941]	284,466 [2, 252]	692,509 [12,193]	132,450 [2,148]	824,959 [14,341]	
補 正 前	107 [5]		413,589 [9,941]	287,713 [2, 233]	701,302 [12,174]	134,018 [2,140]	835,320 [14,314]	
比 較	△ 1 [0]		△ 5,546 [0]	△ 3,247 [19]	△ 8,793 [19]	△ 1,568 [8]	△ 10,361 [27]	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	14,754 [0]	93,855 [1,183]	76,264 [870]	4,270 [0]	8,383 [0]	5,064 [75]
	補 正 前	15,438 [0]	94,837 [1,183]	77,083 [851]	4,665 [0]	8,383 [0]	4,784 [75]
	比 較	△ 684 [0]	△ 982 [0]	△ 819 [19]	△ 395 [0]	0 [0]	280 [0]

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		27,285 [124]	141 [0]	495 [0]	53,955 [0]
	補 正 前		27,285 [124]	141 [0]	495 [0]	54,602 [0]
	比 較		0 [0]	0 [0]	0 [0]	△ 647 [0]

[]内は再任用職員を外書きしたもの

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(90) 0	217,361		78,048	295,409	52,171	347,580	
補 正 前	(90) 0	215,898		78,556	294,454	52,226	346,680	
比 較	(0) 0	1,463		△ 508	955	△ 55	900	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		42,381	35,667			
	補 正 前		42,657	35,899			
	比 較		△ 276	△ 232			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

会計年度任用職員の職員数については、延べ人数で表示している(実人数は88人)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細(会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 5,546 [0]	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 5,546 [0]		
職 員 手 当	△ 3,247 [19]	制度改正に伴う増減分	166 [0]	通勤手当 166 [0]	
		その他の増減分	△ 3,413 [19]	扶養手当 △ 684 [0] 期末手当 △ 982 [0] 勤勉手当 △ 819 [19] 住居手当 △ 395 [0] 通勤手当 114 [0] 退職手当組合負担金 △ 647 [0]	

[]内は再任用職員を外書きしたもの

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	補正前	4,128,129	4,001,249	609,600	498,162	4,112,687
	補正		△ 36,300	38,100	△ 724	2,524
	補正後	4,128,129	3,964,949	647,700	497,438	4,115,211
(4) 農林水産	補正前	64,300	60,145	0	10,219	49,926
	補正		△ 10,100	10,100		
	補正後	64,300	50,045	10,100	10,219	49,926
(9) その他	補正前	3,109,580	3,061,855	267,400	369,832	2,959,423
	補正		△ 26,200	28,000	△ 724	2,524
	補正後	3,109,580	3,035,655	295,400	369,108	2,961,947
うち臨時財政対策債	補正前	1,381,789	1,217,500	0	149,596	1,067,904
	補正				△ 724	724
	補正後	1,381,789	1,217,500	0	148,872	1,068,628
うち過疎対策事業債	補正前	1,722,195	1,840,167	267,400	219,306	1,888,261
	補正		△ 26,200	28,000		1,800
	補正後	1,722,195	1,813,967	295,400	219,306	1,890,061
2. 災害復旧債	補正前	59,695	62,914	0	9,873	53,041
	補正		△ 11,500	6,500		△ 5,000
	補正後	59,695	51,414	6,500	9,873	48,041
(2) 土 木	補正前	53,742	57,608	0	8,799	48,809
	補正		△ 11,500	6,500		△ 5,000
	補正後	53,742	46,108	6,500	8,799	43,809
合 計	補正前	4,187,824	4,064,163	609,600	508,035	4,165,728
	補正		△ 47,800	44,600	△ 724	△ 2,476
	補正後	4,187,824	4,016,363	654,200	507,311	4,163,252

議案第36号

令和8年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、
「第1表 歳出予算補正」による。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳出予算補正

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 保健事業費		23,157	△2	23,155
	1. 特定健康診査等事業費	21,076	△2	21,074
10. 予備費		14,404	2	14,406
	1. 予備費	14,404	2	14,406
歳出合計		1,395,000	0	1,395,000

歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 保健事業費	23,157	△2	23,155				△2
10. 予備費	14,404	2	14,406				2
歳出合計	1,395,000	0	1,395,000				

2 歳 出

(款) 6. 保健事業費 (項) 1. 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 特定健康診査等事業費	21,076	△2	21,074				△2	4. 共 済 費	△2	共済組合負担金 (会計年度任用職員) 1 共済組合事務費 (会計年度任用職員) 1 社会保険料 (雇用保険料・会計年度任用職員) △4
計	21,076	△2	21,074				△2			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	14,404	2	14,406				2			
計	14,404	2	14,406				2			

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1) 0	2,827		1,044	3,871	697	4,568	
補 正 前	(1) 0	2,827		1,044	3,871	699	4,570	
比 較	(0) 0	0		0	0	△ 2	△ 2	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後			567	477		
	補 正 前			567	477		
	比 較			0	0		

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

ア 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(1) 0	2,827		1,044	3,871	697	4,568	
補 正 前	(1) 0	2,827		1,044	3,871	699	4,570	
比 較	(0) 0	0		0	0	△ 2	△ 2	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		567	477			
	補 正 前		567	477			
	比 較		0	0			

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					

()内はパートタイムの会計年度任用職員を外書きしたもの

令和8年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度太良町漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度太良町漁業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	漁業集落排水事業費用	52,200千円	0千円	52,200千円
第1項	営 業 費 用	47,798千円	△1,381千円	46,417千円
第2項	営 業 外 費 用	1,267千円	10千円	1,277千円
第4項	予 備 費	3,135千円	1,371千円	4,506千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第6条（1）中「7,656千円」を「6,275千円」に改める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 8 年度 太良町漁業集落排水事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 漁業集落排水事業費用			52,200	0	52,200	
	1 営業費用		47,798	1,381	46,417	
		4 総係費	10,001	1,381	8,620	
	2 営業外費用		1,267	10	1,277	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	1,267	10	1,277	
	4 予備費		3,135	1,371	4,506	
		1 予備費	3,135	1,371	4,506	
収益的支出合計			52,200	0	52,200	

令和 8 年度 太良町漁業集落排水事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単 位 : 千 円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 漁業集落排水事業費用		52,200	0	52,200			
1 営業費用		47,798	1,381	46,417			
	4 総係費	10,001	1,381	8,620			
					1 給料	474	一般職給
					2 手当等	798	扶養手当 468 期末手当 239 勤勉手当 118 退職手当組合負担金 61 通勤手当 88
					3 賞与引当金繰入額	142	期末手当分 79 勤勉手当分 38 法定福利費（期末・勤勉手当分） 25

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
					5 法定福利費	33	職員共済費 32 共済組合事務費 1
2 営業外費用		1,267	10	1,277			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	1,267	10	1,277			
					1 企業債利息	10	
4 予備費		3,135	1,371	4,506			
	1 予備費	3,135	1,371	4,506			
					1 予備費	1,371	
収益の支出合計		52,200	0	52,200			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当			計
補 正 後	損益勘定支弁職員		1		3,334	1,822	5,156	1,119	6,275
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,334	1,822	5,156	1,119	6,275
補 正 前	損益勘定支弁職員		1		3,808	2,737	6,545	1,111	7,656
	資本勘定支弁職員								
	合 計		1		3,808	2,737	6,545	1,111	7,656
比 較	損益勘定支弁職員		0		△ 474	△ 915	△ 1,389	8	△ 1,381
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		△ 474	△ 915	△ 1,389	8	△ 1,381

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	0		1,178	88	122	434		1,822
	補正前	468		1,652	0	122	495		2,737
	比 較	△ 468		△ 474	88	0	△ 61		△ 915

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 474	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 474		
職 員 手 当	△ 915	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 915	扶養手当 △ 468 期末勤勉手当 △ 474 通勤手当 88 退職手当組合負担金 △ 61	

令和8年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度太良町簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度太良町簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事業収益	126,800千円	87千円	126,887千円
第2項	営業外収益	73,444千円	87千円	73,531千円

支出

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事業費	126,800千円	87千円	126,887千円
第1項	営業費用	98,706千円	△1,268千円	97,438千円
第2項	営業外費用	2,895千円	112千円	3,007千円
第4項	予備費	25,198千円	1,243千円	26,441千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条（1）中「23,269千円」を「22,001千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条中「49,890千円」を「49,977千円」に改める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 8 年度 太良町簡易水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業収益			126,800	87	126,887	
	2 営業外収益		73,444	87	73,531	
		4 一般会計補助金		46,318	87	46,405
収益的収入合計			126,800	87	126,887	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			126,800	87	126,887	
	1 営業費用		98,706	△1,268	97,438	
		2 配水及び給水費	29,690	△21	29,669	
		4 総係費	13,002	△1,247	11,755	
	2 営業外費用		2,895	112	3,007	
		1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,894	112	3,006	
	4 予備費		25,198	1,243	26,441	
		1 予備費	25,198	1,243	26,441	
収益的支出合計			126,800	87	126,887	

令和 8 年度 太良町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(収 入)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業収益		126,800	87	126,887			
2 営業外収益		73,444	87	73,531			
	4 一般会計補助金	46,318	87	46,405			
					1 一般会計補助金	87	
収益的収入合計		126,800	87	126,887			

(支 出)

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		126,800	87	126,887			
1 営業費用		98,706	△1,268	97,438			
	2 配水及び給水費	29,690	△21	29,669			
					3 賞与引当金繰入額	△2	法定福利費 (期末・勤勉手当分)
					4 法定福利費	△19	職員共済費 △21 共済組合事務費 2
	4 総係費	13,002	△1,247	11,755			
					1 給料	△694	一般職給
					2 手当等	△163	期末手当 △142 勤勉手当 △174 通勤手当 △86 住居手当 18

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
							扶養手当 312
							退職手当組合負担金 △91
					3 賞与引当金繰入額	△117	期末手当分 △41
							勤勉手当分 △53
							法定福利費（期末・勤勉手当分） △23
					4 法定福利費	△273	職員共済費 △274
							共済組合事務費 1
2 営業外費用		2,895	112	3,007			
	1 支払利息及び企業債取扱諸費	2,894	112	3,006			
					1 企業債利息	112	
4 予備費		25,198	1,243	26,441			
	1 予備費	25,198	1,243	26,441			

(単位:千円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説明
					1 予備費	1,243	
収益の支出合計		126,800	87	126,887			

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当			計
補正後	損益勘定支弁職員	5	3	40	10,922	7,722	18,684	3,317	22,001
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	10,922	7,722	18,684	3,317	22,001
補正前	損益勘定支弁職員	5	3	40	11,616	7,979	19,635	3,634	23,269
	資本勘定支弁職員								
	合 計	5	3	40	11,616	7,979	19,635	3,634	23,269
比 較	損益勘定支弁職員	0	0	0	△ 694	△ 257	△ 951	△ 317	△ 1,268
	資本勘定支弁職員								
	合 計	0	0	0	△ 694	△ 257	△ 951	△ 317	△ 1,268

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後	624		4,378	75	900	1,421	324	7,722
	補正前	312		4,788	161	900	1,512	306	7,979
	比 較	312		△ 410	△ 86	0	△ 91	18	△ 257

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	△ 694	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 694		
職 員 手 当	△ 257	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 257	扶養手当 312 期末勤勉手当 △ 410 通勤手当 △ 86 退職手当組合負担金 △ 91 住居手当 18	

議案第39号

令和8年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度太良町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	事 業 費	52,100千円	0千円	52,100千円
第1項	営 業 費 用	46,809千円	△12千円	46,797千円
第4項	予 備 費	3,158千円	12千円	3,170千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第7条（1）中「14,082千円」を「14,070千円」に改める。

令和8年6月5日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

令和 8 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出 支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			52,100	0	52,100	
	1 営業費用		46,809	△12	46,797	
		2 配水及び給水費	19,003	△5	18,998	
		4 総係費	10,394	△7	10,387	
	4 予備費		3,158	12	3,170	
		1 予備費	3,158	12	3,170	
収益的支出合計			52,100	0	52,100	

令和 8 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

(支 出)

(単 位 : 千 円)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明	
1 事業費		52,100	0	52,100				
1 営業費用		46,809	△12	46,797				
	2 配水及び給水費	19,003	△5	18,998				
					4 法定福利費	△5	職員共済費	△6
							共済組合事務費	1
	4 総係費	10,394	△7	10,387				
					2 手当等	2	通勤手当	
					3 賞与引当金繰入額	△1	法定福利費（期末・勤勉手当分）	
					4 法定福利費	△8	職員共済費	△9
						共済組合事務費	1	
4 予備費		3,158	12	3,170				
	1 予備費	3,158	12	3,170				

補正予算給与費明細書

1. 総括

(単位：人、千円)

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当			計
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,277	4,667	11,944	2,126	14,070
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,277	4,667	11,944	2,126	14,070
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,277	4,665	11,942	2,140	14,082
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,277	4,665	11,942	2,140	14,082
比 較	損益勘定支弁職員		0		0	2	2	△ 14	△ 12
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	2	2	△ 14	△ 12

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金	住 居 手 当	合 計
	補正後			2,908	112	700	947		4,667
	補正前			2,908	110	700	947		4,665
	比 較			0	2	0	0		2

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	2	制度改正に伴う増減分	2	通勤手当	2
		その他の増減分	0		